

城ヶ島大橋の無料化について（お知らせ）

1 無料化の開始時期

城ヶ島と三浦半島を結ぶ「城ヶ島大橋」は令和2年4月1日（水）から無料になります。

については、令和2年4月1日以降、特別車両券、公務利用券、特別回数利用券、普通回数利用券、定期利用券はご使用できなくなりますのでご承知おきください。

2 回数券の払戻し

現在お持ちの特別回数利用券及び普通回数利用券は、4月1日以降、無料になるため、別紙のとおり払戻しを行います。詳細は**別紙**をご確認ください。

3 定期利用券の日割り算定

令和2年3月1日（日）までは1か月単位の定期利用券を販売します。3月2日（月）以降に販売する定期利用券の終期は、全て3月31日（火）となります。この場合、利用料は日割り算定した額になりますのでご承知おきください。

（参考）定期利用券の日割り計算：定期利用券の額÷31日×利用日数

※端数処理：1円未満の端数切捨

問合せ先
漁港課
046-882-1232

城ヶ島大橋無料化に伴う回数券の払戻しについて

払戻期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	
返金方法	口座振込	
払戻金額	(特別回数利用券) 表紙記載金額÷10回×回数券の残数 (普通回数利用券) 表紙記載金額÷11回×回数券の残数 ※端数処理：1円未満の端数 ^{切上} 切捨 (※誤記がありましたので、令和2年4月1日上記のとおり修正させていただきました。)	
申請方法	① 裏面の「城ヶ島大橋回数券払戻申請書」に必要事項をご記入ください。 ② 記入した申請書と払戻しする回数券(表紙付き※1)を次のあて先に郵送もしくはご持参ください。(※2) なお、記入した申請書は複写するなどして、必ずご自身でも控えをお持ちになるようお願いいたします。 ※1 <u>表紙のない回数券は払戻しができません</u> のでご承知おきください。 ※2 郵送の場合は令和3年3月31日(水)消印有効、持参の場合は令和3年3月31日(水)17時必着でお願いします。	
	あて先	提出書類一式
	〒238-0232 三浦市晴海町1-7 神奈川県東部漁港事務所漁港課 あて	・申請書(裏面) ・表紙付き回数券
注意事項	① 振込には申請から1か月程度かかります。 ② 払戻期間を過ぎた回数券は、払戻しができなくなります。	

城ヶ島大橋回数券払戻申請書

太枠内をご記入ください。

申 込 日	令 和 年 月 日						
フリガナ							
申請者名	Ⓜ						
住 所							
電話番号	() - -						
振込情報	金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫		金融機関 コード			
	支店名	<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 出張所		支店 コード			
	口座種類	普通 当座	口座番号				
	フリガナ						
	口座名義						
※振込口座の名義は、申請者と同一の名義に限ります。 ※ゆうちょ銀行の場合は、通帳表紙裏ページの他金融機関からの振込用の 店名・店番・預金種目・口座番号の情報をご記載ください。							
回数券 情 報	お持ちの回数券の情報をご記載ください。						
	車 種 ※	回数券の種類	表紙記載金額	残 数			
		普通 特別	円	枚			
		普通 特別	円	枚			
	普通 特別	円	枚				
※車種は次の番号からお選びください。 ①原動機付自転車、軽自動車 ②貨物自動車、小型乗用自動車 ③普通乗用自動車 ④乗合型自動車(路線) ⑤乗合型自動車(その他)							

事務所記入欄

合 計 金 額					円		
NO.	車種	券種	表紙金額	単価	残数	合計	備考
1			円	円	枚	円	
2			円	円	枚	円	
3			円	円	枚	円	